

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和27年富山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「係長級」を「課長級」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「2級以上及び」を「3級以上及び」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（人委・任用課）

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第10号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第8号中「期間内における人事委員会の定める日を除いて原則として連続する3日」を「期間（任命権者が特に必要があると認める会計年度任用職員にあっては、6月1日から10月31日までの期間内で任命権者が定める期間）内において人事委員会の定める期間」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第11号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）第2条第3号、第4号、第9号又は第10号に掲げる職員として在職した期間

第9条第2項を削る。

第15条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則第9条第2項及び第15条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日までに交付された人事異動通知書については、なお、その効力を有する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第12号

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第314号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日までに交付された人事異動通知書については、なお、その効力を有する。

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第13号

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年富山県人事委員会規則第484号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則第10条第2項の規定は、この規則の施行の日の前日までに交付された人事異動通知書については、なお、その効力を有する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第14号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長 課長 班長	室長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	次長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	局長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	総合政策 局長 経営管理 部長 政策監
								危機管理 監代理 検査室次 長 参事	企画調整 室長 地方創生・ 中山間対 策室長 観光振興 室長 総合交通 政策室長 情報企画 監 企業誘致 専門監	企画調整 室長 地方創生・ 中山間対 策室長 観光振興 室長 総合交通 政策室長 情報企画 監 企業誘致 専門監	部長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)

を

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長 課長 班長	室長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	次長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	局長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	知事政策 局長 経営管理 部長
								危機管理 監代理 検査室次 長 参事	成長戦略 室長 デジタル 化推進室 長 働き方改 革・女性 活躍推進 室長 ワンチー ムとやま 推進室長 総合交通 政策室長 観光振興 室長 情報企画 監 企業誘致 専門監	成長戦略 室長 デジタル 化推進室 長 働き方改 革・女性 活躍推進 室長 ワンチー ムとやま 推進室長 総合交通 政策室長 観光振興 室長 情報企画 監 企業誘致 専門監	部長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)

に、

	砺波土木センター				建築課長	管理検査 課長補佐	次長 管理検査 課長 工務第一 課長	所長			
--	----------	--	--	--	------	--------------	--------------------------------	----	--	--	--

を

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第15号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表中	「	円	を	「	円	に改める。」
	1,500	1,500				
	2,000	3,000				
	3,000					
	」			」		

別表第5中「23日」を「23日（当該月の23日が祝日法による休日に当たる場合は、26日）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第16号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事部局の項中

「	総合政策局長、政策監、危機管理監、教育・スポーツ政策監、観光・交通振興局長及び本庁の部長	」
---	--	---

を

「	知事政策局長、危機管理局長、危機管理監、地方創生局長及び本庁の部長	」
---	-----------------------------------	---

に、

「	総合政策局の次長、観光・交通振興局次長及び本庁の部の次長 企画調整室長 地方創生・中山間対策室長 観光振興室長 総合交通政策室長	」
---	--	---

を

「	知事政策局の次長、地方創生局次長及び本庁の部の次長 成長戦略室長 デジタル化推進室長 働き方改革・女性活躍推進室長 ワンチームとやま推進室長 総合交通政策室長 観光振興室長 健康対策室長	」
---	--	---

に、「施設管理課長（富山・高岡）」を「施設管理課長（富山・高岡・砺波）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第17号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 267号）の一部を次のように改正する。

別表中

立山町立立山芦嶽小学校	中新川郡立山町芦嶽寺 8
南砺市立井口小学校	南砺市蛇喰1001

を

立山町立立山芦嶽小学校	中新川郡立山町芦嶽寺 8
-------------	--------------

に、

富山市立楡原中学校	富山市楡原 405
南砺市立井口中学校	南砺市蛇喰1001

を

富山市立楡原中学校	富山市楡原 405
-----------	-----------

に、

南砺市立平中学校	南砺市下梨 446
----------	-----------

を

南砺市立平中学校	南砺市下梨 446
南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第18号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第 158号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

児 童 相 談 所	児童福祉司及び児童心理司	10,500円
	児童の一時保護業務に従事することを常例とする職員	給料月額 $\frac{4}{100}$ に相当する額（当該手当の額が10,500円を超えるときは10,500円、6,400円に達しないときは6,400円）

を

児 童 相 談 所	児童福祉司、児童心理司、保健師、福祉指導員、保育士及び児童の一時保護業務に従事することを常例とする職員	20,000円
-----------	---	---------

に、同項第2項中「とする」を「と、「20,000円」とあるのは「20,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする」に改める。

第5条第1項の表中「マツサージ師」を「言語聴覚士」に、「歯科技工士」を「視能訓練士、歯科技工士」に改める。

第10条を次のように改める。

（感染症等防疫手当）

第10条 条例第20条第1項第1号の人事委員会規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び新型コロナウイルス感染症（条例附則第10項に規定するものをいう。附則第20項において同じ。）とする。

2 条例第20条第1項第1号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第2条に規定する家畜伝染病のうち、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

- 3 条例第20条第1項第1号の人事委員会規則で定める防疫作業は、豚熱（前項に規定する豚熱をいう。以下この項において同じ。）にかかっている野生いのしし又は豚熱にかかっている疑いのある野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は捕獲現場等の消毒の作業とする。
- 4 条例第20条第2項の人事委員会規則で定める額は、勤務1日につき300円（心身に著しい負担を与える作業として人事委員会が定める作業に従事した場合にあつては、1,100円）とする。

第16条第1項の表中「総合政策局」を「危機管理局」に改める。

附則第20項中「新型コロナウイルス感染症（条例附則第10項に規定する「新型コロナウイルス感染症」をいう。以下この項及び次項において同じ。）に感染するおそれのある区域として人事委員会規則で定めるもの」を「人事委員会規則で定める区域」に改める。

附則第21項中「新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会規則で定めるもの」を「人事委員会規則で定める作業」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項、第10条第3項及び第16条第1項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第3条の規定は令和2年4月1日から、改正後の規則第10条第4項の規定は令和3年1月22日から適用する。

（人委・職員課）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

に改正する。

令和3年3月26日

富山県人事委員会

委 員 長 川 端 康 夫

第1号ウ中「別表の11、12、17、18及び23の職」を「別表の11、12及び23の職」
に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。